

○ 平成二十八年総務省告示第百五号（電気通信事業法第十二条の二第四項第二号ニの電気通信設備を指定する件）の一部を改正する告示 新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
UQコミュニケーショ ンズ 株式会社及びWireless City Planning株式会社が設置する第一項から第六項までに掲げる電気通信設備 一〇六（略）	Wireless City Planning株式会社が設置する第一項から第六項までに掲げる電気通信設備 一〇六（略）